

熊本県北インバウンド推進業務委託基本仕様書

1 業務名

熊本県北インバウンド推進業務

2 業務の目的

人口減少・少子高齢化が進展する中、「観光」は旺盛なインバウンド需要の取込みによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるもので、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町（以下「4市町」という。）と県は、地方創生の取組みの一環として平成28年に熊本県北観光協議会を設立し、海外からの誘客促進に向けた取組みを積極的に展開している。

そのような状況下、平成28年に発生した熊本地震以降、県内の観光産業に風評被害を含めた甚大な被害が生じ、4市町においても外国人をはじめとする観光客の減少がみられた。

本業務は、4市町と県が一体となって、海外に向けたプロモーション活動や外国人観光客の受入環境整備等に取り組むことで、震災からの一日も早い復興をはじめ、地方創生の実現に向け、更なる誘客促進を図るものである。

3 業務内容

（１）物産品の販路拡大に向けた香港バイヤー招請

物産品の販路拡大ターゲット国である香港からバイヤーなどを招請し、香港で販売できる物産品の選出を行う。

- ①日 程：2泊3日以上
- ②実施時期：平成30年9月～11月頃
- ③業務内容：バイヤー等の選定・調整、行程の調整、催行等

- ・バイヤーは2社以上とすること。
- ・併せて、課題等を把握するためのアンケート調査を行うこと。
- ・招請実施に係る参加者との連絡・調整費用や、参加者の交通費、食費、宿泊費等一切の経費は受託者の負担とする。

（２）物産品の販路拡大に向けた展示会及び商談会への出展

物産品の販路拡大のため、国内だけでなく海外のバイヤーも参加する国内の展示会及び商談会に出展する。

- ①日 程：平成30年9月～12月頃
- ②出展ブース数：4ブース以上
- ③業務内容：出展に係る手続き、事務局との調整、出展
- ④出展回数：1回以上

- ・出展に係る連絡・調整費用等一切の経費は受託者の負担とする。

- ・出展業者については委託者にて選定する。

(3) 旅行商品の造成に向けた現地セールス

F I T 向けのツアーや、インセンティブツアーの造成に向け、現地旅行会社に複数回セールスを行う。

- ①エ リ ア：台湾・香港
- ②回 数：3回以上
- ③日 程：1回の行程につき2泊3日以上
- ④実施時期：平成30年7月～平成31年1月頃
- ⑤業務内容：旅行会社の選定・調整、行程の調整、催行等

- ・訪問する旅行会社は、数多くの訪日観光客の送客実績があり、訪日ツアーの造成に意欲的であって、実際に熊本県北を含んだツアーの造成を図れる旅行会社であること。
- ・セールス実施に係る参加者との連絡・調整費用や、同行するコーディネーター・通訳の交通費、食費、宿泊費等一切の経費は受託者の負担とする。

(4) セールス資料等の作成

前年度までに制作した多言語パンフレット等を活用し、(1)～(3)の業務に係るセールス資料の作成を行う。

- ①香港バイヤー招請・展示会及び商談会におけるセールス資料の作成
- ②台湾・香港現地セールスにおける観光素材資料の作成

- ・制作する言語は、日本語・英語・繁体字の3言語。
- ・①②とも、8月中を目途に作成すること。
- ・完成までに、委託者による校正の機会を2回程度設けること。
- ・台湾・香港現地セールスにおける観光素材資料については、F I Tやインセンティブツアーに特化した資料を作成すること。
- ・P D F等データにて納品をおこなうこと。

(5) 海外メディアの活用

熊本県北のターゲットである台湾・香港・韓国・タイいずれかの海外メディアを活用し、雑誌掲載、もしくはT V番組の制作を行い、熊本県北を広く周知させる。

- ①露出時期：平成30年10月～平成31年2月頃
- ②内 容：4市町の主要観光素材や食、農業体験等の紹介
- ③業務内容：メディアの選定・調整・取材等の対応

- ・T V番組の場合は15分以上、雑誌の場合は1ページ以上の露出があること。

- ・記事掲載、情報発信、露出効果などのフォローアップを行うこと。
- ・海外メディアとの連絡・調整費用や、メディア露出に係るコーディネーター・通訳等の交通費、食費、宿泊費等一切の経費は受託者の負担とする。

(6) 国外を対象とした情報発信対策

「熊本県北観光協議会」としての海外向けWEBサイトを立ち上げ、常に4市町の最新情報が発信できるよう対策をおこなう。

- ①内 容：4市町の情報発信、各多言語サイトへの誘導
- ②業務内容：WEBサイトの立ち上げ

- ・WEBサイトは各自治体職員が更新できるようなシステムを活用すること。
- ・既存SNSサイトの活用は、提案内容により可能とする。
- ・サイト内の言語は、日本語・英語・繁体字・韓国語の4言語とする。
- ・WEBサイトの立ち上げに係る制作費・翻訳費等一切の経費は受託者の負担とする。

4 委託期間

契約締結の日から平成31年3月15日（金）まで

5 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについては、第三者（協議会及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関し著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した映像及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、協議会に帰属するものとする。
- ・使用する映像（写真を含む）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。また、本業務において使用する映像（写真を含む）及び音声に係る肖像権、著作権などの権利関係の処理・調整を行うこと。
- ・協議会、各市町及び熊本県による成果物の複製及び二次利用については、無償とする。

6 留意事項等

- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・事業の実施に当たっては、委託者と十分協議のうえ実施すること。
- ・事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏

らしてはならない。

- ・ 委託者は、業務の実施に当たり提供可能な映像、資料等がある場合は、必要に応じて貸与又は提供する。貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。
- ・ 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議すること。